

防府市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

平成19年6月6日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、市内に存する住宅・建築物の耐震化促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する「防府市住宅・建築物耐震化促進事業補助金」(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、第1号から第6号に規定するものについては国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関が所有するものを除く。

(1) 木造住宅

昭和56年5月31日以前に着工された、一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用途に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。))を含む。)のうち、在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下のものをいう。

(2) 共同住宅

昭和56年5月31日以前に着工された共同住宅のうち、延べ床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものであって、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。))を含む。

(3) 多数利用建築物

昭和56年5月31日以前に着工された、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条第1項第1号に掲げる建築物のうち、次に掲げる建築物をいう。((4)に掲げる建築物を除く。)

ア 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所で、階数が2以上、かつ、床面積の合計が500 m²以上のもの

イ 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程で、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000 m²以上のもの

ウ 高等学校又は中等教育学校の後期課程で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000 m²以上のもの

エ 老人ホーム、老人短期入所施設、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター又はその他これらに類するもので、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000 m²以上のもの

オ 病院、診療所で階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000 m²以上のもの

(4) 緊急輸送道路沿道建築物

昭和56年5月31日以前に着工された、耐震改修促進法第14条第1項第3号に掲げる建築物（木造住宅を除く。）をいう。

(5) 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条第1項第1号及び第2号に規定する建築物をいう。

(6) 要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、山口県耐震改修促進計画に記載された建築物をいう（山口県耐震改修促進計画に記載されることが確実であるものを含む。）。

(7) 建築士

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者をいう。

(8) 建築士事務所

建築士法第23条に規定する登録を受けた建築士事務所をいう。

(9) 耐震判定委員会

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が耐震判定委員会設置登録要綱に基づき登録した耐震判定委員会をい

う。

(10) 補強設計

耐震診断に基づく建築物の耐震改修を実施するために必要な図書の作成（建替えを行う場合に必要な図書の作成を含む。）をいう。

(11) 木造住宅耐震改修事業

木造住宅の耐震性向上を目的として、耐震改修設計、工事監理及び耐震改修工事を実施する事業をいう。

(12) 共同住宅耐震診断事業

共同住宅について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。

(13) 多数利用建築物耐震診断事業

多数利用建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。

(14) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

緊急輸送道路沿道建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。

(15) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業

緊急輸送道路沿道建築物について、耐震改修工事を実施する事業をいう。

(16) 要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業

要緊急安全確認大規模建築物について、補強設計を行う事業をいう。

(17) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業

要緊急安全確認大規模建築物について、耐震改修又は建替え工事を実施する事業をいう。

(18) 要安全確認計画記載建築物耐震診断事業

要安全確認計画記載建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。

(19) 要安全確認計画記載建築物補強設計事業

要安全確認計画記載建築物について、補強設計を行う事業をいう。

(20) 要安全確認計画記載建築物耐震改修事業

要安全確認計画記載建築物について、耐震改修又は建替え工事を実施する事業をいう。

(21) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。

(22) 土砂災害対策改修

土砂災害特別警戒区域内の土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない建築物を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合させる改修をいう。

（補助金対象事業要件）

第3条 補助金の交付対象事業は、次に掲げるものとする。ただし、山口県又は防府市が行う他の補助金、資金貸付、利子補給金等を受けているものについては、補助金の交付対象事業とはしないものとする。

(1) 木造住宅耐震改修事業

ア （一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づく耐震診断により上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を1.0以上とする耐震改修であること。

イ アに示す上部構造評点は、建築士事務所に所属する建築士の評価により算出されたものに限る。

ウ 土砂災害特別警戒区域内の住宅については、土砂災害対策改修を併せて実施するもの又は実施したものに限る。

(2) 共同住宅耐震診断事業、多数利用建築物耐震診断事業及び緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

ア 建築士事務所に所属する建築士が評価する耐震診断であること。（以下（5）において同じ。）

イ アに定める評価については、建築士法第3条から第3条の3において定める各資格における範囲で、建築士が実施するものであること。(以下(5)において同じ。)

ウ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本的な方針」という。)に基づく耐震診断であること。
(以下(5)において同じ。)

(3) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業

ア 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は、劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。

イ 耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
(以下(6)において同じ。)

ウ 基本的な方針に基づく耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると評価された建築物を、倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと評価される建築物とする耐震改修であること。ただし、国土交通大臣が基本的な方針に基づく指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって評価する場合においては、当該方法によるものとする。

エ ウの評価は建築士事務所に所属する建築士により評価されたものに限る。

オ ウに定める評価については、建築士法第3条から第3条の3において定める各資格における範囲で、建築士が実施するものであること。

(4) 要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業及び要安全確認計画記載建築物補強設計事業

ア 建築士事務所に所属する建築士が、建築士法第3条から第3条の3において定める各資格における範囲で行う設計であるこ

と。

イ 補強設計（建替えを行う場合に必要な図書の作成を除く。）が耐震判定委員会等の第三者機関の判定を受けるものであること。

（５）要安全確認計画記載建築物耐震診断事業

ア 耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号、以下「省令」という。）第５条第１項に規定する建築士が実施するものであること。

イ 耐震診断の結果については、耐震判定委員会等の第三者機関の判定を受けたものであること。（地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高い又は危険性があると判断された場合を除く。）

（６）要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業及び要安全確認計画記載建築物耐震改修事業

ア 基本的な方針に基づく耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると評価された建築物であること。

イ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。

ウ 要安全確認計画記載建築物について、耐震改修の場合は基本的な方針の別途第１（二）に規定される I_s 値及び q 値に対し、用途係数 1.25 を乗じたものを目標値とすること。

また、建替えの場合は、建築基準法施行令第 82 条の 3 第 2 号で計算する数値に 1.25 を乗じて得た数値を各階の保有水平耐力とすること。

エ 補強設計が耐震判定委員会等の第三者機関の判定を受けたものであること。

オ アの耐震診断及びエの補強計画の策定は、建築事務所に所属する建築士が、建築士法第 3 条から第 3 条の 3 において定める各資格における範囲で実施したものであること。

カ アの耐震診断は、省令第 5 条第 1 項に規定する建築士が実施

したものであること。

(補助金の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条の事業を行う者であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 当該住宅・建築物の所有者

(2) 市税の滞納がない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団の構成員でない者

2 木造住宅耐震改修事業については、前項第1号中「所有者」とあるのは「居住している所有者、所有者の配偶者又は二親等以内の親族」とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 木造住宅耐震改修事業は、次に定めるとおりとする。

ア 補助対象額は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

イ 一戸当たりの助成金の額は、次に掲げる額の合計から(イ)の額を差し引いた額とし、115万円を限度とする。

(ア) 補助対象額のうち、耐震改修工事に要する経費(耐震改修設計及び工事監理に要する経費を除く。)の5分の4以内、かつ、1,000円未満の端数を切り捨てた額。

(イ) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。

(2) 共同住宅耐震診断事業、多数利用建築物耐震診断事業及び緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業は、次に定めるとおりとする。

ア 補助対象額は、一棟当たり150万円(消費税及び地方消費税を除く。)、かつ、延べ床面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内、延べ床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内、延べ床面積2,000㎡を超える部分は1,050

円／ m^2 以内を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業は、次に定めるとおりとする。

ア 補助対象額は、一棟当たり1,200万円（消費税及び地方消費税を除く。）、かつ51,200円／ m^2 （耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は56,300円／ m^2 ）を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) 要安全確認計画記載建築物耐震診断事業は、次に定めるとおりとする。

ア 補助対象額は、耐震診断に要する経費の額から消費税及び地方消費税を除いた額で、かつ延べ床面積1,000 m^2 以内の部分は3,670円／ m^2 以内、延べ床面積1,000 m^2 を超えて2,000 m^2 以内の部分は1,570円／ m^2 以内、延べ床面積2,000 m^2 を超える部分は1,050円／ m^2 以内を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の6分の5以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(5) 要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業及び要安全確認計画記載建築物補強設計事業は、次に定めるとおりとする。

ア 補助対象額は、補強設計に要する経費の額から消費税及び地方消費税を除いた額で、かつ延べ床面積1,000 m^2 以内の部分は3,110円／ m^2 以内、延べ床面積1,000 m^2 を超えて2,000 m^2 以内の部分は1,330円／ m^2 以内、延べ床面積2,000 m^2 を超える部分は890円／ m^2 以内を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(6) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業は、次に定めると

おりとする。

ア 補助対象額は、耐震改修工事に要する経費の額（建替えを行う場合にあっては耐震改修工事費相当分とする。）から消費税及び地方消費税を除いた額とし、かつ 57,000 円／㎡（耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当である場合は 62,700 円／㎡）を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額に次式により算出した補助率を乗じた額以内とし、1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{補助率} = 23\% + 131/600 \times 100\%$$

（補助金交付申請）

第 6 条 第 3 条第 1 項に掲げる事業の補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、防府市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第 1－1 号又は様式第 2－1 号）及び補助対象事業実施計画書（様式第 1－2 号又は様式第 2－2 号）を市長に提出しなければならない。

2 木造住宅耐震改修事業の申請者が当該住宅の所有者でない場合においては、戸籍謄本その他所有者と申請者の親族関係がわかるものを提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の申請を受理し、審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、防府市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、第 1 項の申請者（以下「補助対象事業者」という。）に通知するものとする。

4 補助対象事業者は、木造住宅の耐震改修補助金に限り、その受領を耐震改修工事を行った耐震改修業者に委任することができる。この場合、補助対象事業者は、補助金交付申請書に受領委任予定届出書（様式第 4 号）を添付しなければならない。

（事業の着手）

第 7 条 補助対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

（事業の変更等）

第 8 条 補助対象事業者は、交付決定後において、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、防府市住宅・建築物耐震化促進事業変更申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第 9 条 補助対象事業者は、交付決定後において、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、防府市住宅・建築物耐震化促進事業中止・廃止申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の変更の通知）

第 10 条 市長は、前 2 条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定額を変更する必要があると認めたときは、防府市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付変更通知書（様式第 7 号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（事業の完了報告）

第 11 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに防府市住宅・建築物耐震化促進事業完了報告書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受理し、審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、防府市住宅・建築物耐震化促進事業補助金確定通知書（様式第 9 号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行う。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、防府市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の規定による補助金（木造住宅耐震改修事業に係るものに限る。）の交付請求をするに当たり、その補助金の

受領を当該耐震改修工事を行った耐震改修工事業者に委任する場合は、前項の補助金交付請求書に補助金の受領に係る委任状（様式第 1 1 号）を添付しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 13 条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

（１） 各申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

（２） 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取消したときは、補助対象事業者に対し防府市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 1 2 号）により、通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し、防府市住宅・建築物耐震化促進事業補助金返還命令書（様式第 1 3 号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行前に、改正前の防府市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱の規定によりされた申請その他の行為は、この要綱による改正後の防府市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付要綱の規定によりされた申請その他の行為とみなす。

（有効期間）

この要綱は、次の各号のいずれかに該当する日限りで、その効力を

失う。

(1) 国又は山口県のこの事業に相当する事業が終了した日

(2) 令和2年3月31日

附 則

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。